

平成17年12月11日

投資家及び関係の皆様へ

(12月8日のジェイコム(株)株式の注文取消処理に係る株式・CB売買システムの不具合について)

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 鶴島 琢夫

去る12月8日、新規上場銘柄のジェイコム株式会社(以下「ジェイコム」といいます。)の株式にみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)から発注された注文の取消しが実施できなかった件につきましては、当取引所の株式・CB売買システム(以下「売買システム」といいます。)の不具合によるものであることが判明いたしました。

当初、当該取消注文が実行されなかった原因について、みずほ証券が取消注文の値段にみなし処理後の値段を指定しなかったからとの誤った説明をしたため、関係の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

ジェイコム、みずほ証券を始め、投資家及び関係の皆様には、本件に関し多大なご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんでした。重ねて深くお詫び申し上げます。

当日の経緯及び状況等について、以下にご報告申し上げます。

(経緯)

午前9時27分、ジェイコム株式に対し、みずほ証券が61万円で1株の売注文を、1円で61万株として発注いたしました。その際、同銘柄は67万2千円の特別買気配を表示中でしたが、当該売注文により約定成立要件が整い、売買が成立しました。ただし、今回の売注文が大量で初値成立後にも残っていたため、残存分は初値決定により設定された呼値の制限値幅の下限である57万2千円の売注文として登録され(詳細は後述いたします)大量の買注文と間断なく順次約定していくこととなりました。その過程で、みずほ証券から当該注文に対する取消注文が発注されましたが、そのような例外的状況において生ずる不具合が売買システムに存在したため、取消ができずにその後も連続対当により約定が順次成立することとなりました。

(現時点で判明している処理状況)

新規上場銘柄の初値が決定した際には、当該初値を基準として同銘柄の呼値の制限値幅が設定されますが、この制限値幅を超える注文は、売買取引制度上、制限値段の注文とみなされます(以下「みなし処理」といいます。)。本事象は、このみなし処理が行われた注文に対する取消・変更処理の不具合であることが判明いたしました。

具体的には、ジェイコム株式会社について、特別買気配 6 万 7 千 2 百円が表示されている状態で午前 9 時 27 分に 1 円の売注文が発注され、初値 6 万 7 千 2 百円が決定いたしました。この 1 円の売注文が大量で初値決定以降もなお残っていたため、みなし処理により呼値の制限値幅の下限である 5 万 7 千 2 百円の売注文として登録され、その後、6 万 7 千 2 百円から順次買注文を消化する形で、約定を繰り返しつつ、値段が下落していくこととなりました。

このような状況下でみずほ証券による注文の取消しが複数回にわたって行われましたが、当該注文が発注された時点で板状態が対当中(約定処理中)であった場合に、対象注文が取消されないという不具合が発生いたしました。これは、みなし処理がなされる場合に、対当する注文が存在する間に生ずるものと考えられます。

(今後の対応)

本事象は、当取引所に直接新規上場する銘柄の場合で、かつ、今回のケースのように、特別買気配が表示中に気配の差引数量を超え、初値決定後も売注文が残るほどの大量の注文がみなし処理の対象となるような値段で発注されたような場合に発生する事象であることから、当面新規上場銘柄に対する監理の強化を行うとともに、今後はこのようなケースを含め、あらゆるケースを想定して十分な精査を行い、不具合が生じることのないよう努める所存であります。また、今般の不具合につきましては、売買システムの開発担当者である富士通株式会社の協力を得て、早急に詳細原因の徹底分析を行うことといたしたいと存じます。

今後は、二度とこのような事態を引き起こさないよう、役職員、関係者一同全力を尽くし、市場運営に万全を期す所存であります。何卒ご理解・ご支援たまわりますよう、お願い申し上げます。

以 上